

24川健介保第2228号  
平成25年3月22日

指定居宅介護支援事業者 様  
指定介護予防支援事業者 様  
指定（介護予防）福祉用具貸与事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて（通知）

日頃より本市介護保険事業に多大なる御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成19年4月から例外給付の対象にあたらない対象者についても、必要なプロセスを経た後、市町村に確認を受けることで算定が可能となっております。

しかしながら、一部の事業所で確認手続きに混乱が生じていることから、今回、本市における確認手続きを整理し、以下のとおり運用することとなりましたので通知いたします。

- 1 介護報酬算定開始日  
「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」等を市（区）に提出した日以降
- 2 運用開始日  
平成25年4月1日
- 3 参考資料  
軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直し（別紙1）

（健康福祉局長寿社会部介護保険課給付指導係）

電 話 044-200-2687  
FAX 044-200-3926